

美馬市地域交流センター
指定管理者募集要項

令和4年9月

美馬市 美来創生局

美馬市地域交流センター指定管理者募集要項

第1 募集の目的

美馬市地域交流センター（以下「地域交流センター」という。）が、複合施設であることを最大限に活かし、市民相互の交流の場を提供することで賑わいを創出し、地域活性化に繋げるとともに、機能間の連携による効果的、効率的な管理運営を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、美馬市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年美馬市条例第63号）及び、美馬市地域交流センター条例（平成29年美馬市条例第38号）の規定に基づき、指定管理者の募集を行うものです。

第2 募集の内容

1. 施設の概要

名称：美馬市地域交流センター（愛称：ミライズ）
所在地：徳島県美馬市脇町大字猪尻字西分116番地1
建物の規模：RC造 地下1階・地上2階・PH2階建て
延床面積23,256㎡（内、地下駐車場9,176㎡）

【主な施設と指定管理者の管理区分】

主な施設と施設の概要	指定管理者の管理区分	
	施設運営	施設管理
◇総合事務室「指定管理者事務室」	○	○
◇美馬市民ホール（約2,480㎡）・座席数501席、楽屋4室	○	○
◇地域交流スペース（約2,500㎡） ・各種会議室（13室）、屋上広場、西側広場	○	○
◇観光情報発信センター（約70㎡）	○	○
◇共有部及び防災倉庫（約2,980㎡）	○	○
◇駐車場 ・地下（約9,176㎡：約230台） ・地上（約8,088㎡：約190台）	○	○
◇市民サービスセンター（約120㎡）・市役所窓口業務	市	△
◇市立図書館（約2,200㎡）・閉架書庫、収蔵室含む	×	○
◇市立脇町小規模保育所（約180㎡）	市	△
◇子育て支援センター（約180㎡）	市	△
◇美馬地区消費生活センター（約70㎡）	市	△
◇テレワーク促進施設「[] & Work」（約270㎡）	×	△
◇商業施設「(株)キョーエイ」（約3,250㎡）	民間企業	△
◇交番「徳島県警察」（約50㎡）	警察	△

- ※「×」表記の施設運営については、別途指定管理者が選定され運営を行います。
- ※「市」表記の施設運営については、市の直営又は市が業務を委託した事業者が運営を行います。
- ※「△」表記の施設の管理の一部は本施設の指定管理者が行います。

2. 業務の範囲

指定管理者は、美馬市地域交流センター条例（以下「条例」という。）第17条の規定に基づき次の業務を行うこととします。業務の詳細は、「美馬市地域交流センター管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

- (1) 条例第5条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 地域交流センターの使用の許可に関する業務
- (3) 地域交流センターの維持管理に関する業務
- (4) その他、地域交流センターの管理運営に関して市長が必要と認める業務

3. 管理の基準

管理運営に関する基本的な考え方及び管理の基準等は、この要項に記載されているもののほか、「仕様書」を参照してください。

4. 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）とします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

5. 業務に必要な経費

指定管理者は、市が支払う本施設の指定管理業務に要する経費のほか、指定管理者自らが企画・実施する事業（自主事業）の収入を自らの収入とすることができます。なお、施設や附属設備の使用料は、市の収入として市の指定金融機関に納付いただくこととなりますので、指定管理者の収入にはなりません。

(1) 指定管理料

指定管理料の額は、指定管理者が提案する収支計画書（※様式10-1表1「指定管理料（a）」欄）に記載された額を参考に、市と指定管理者が協議を行い、基本協定書により決定します。

なお、指定管理料の提案上限額は、年額78,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、この提案上限額を上回る提案をした場合は失格となります。

(2) 指定管理料の支払い

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌3月31日まで）を基準とし、支払時期及び支払い方法は、年度毎に締結する協定書で定めることとします。

(3) 指定管理料に含まれるもの

- ア 人件費
- イ 事務費（旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等）
- ウ 管理費（修繕費、委託費、保険料、手数料、備品購入費等）
- エ 負担金（関係機関等への会費、負担金等）
- オ 事業費（市指定事業費）
- カ その他、施設の管理運営に必要となる経費

(4) 光熱水費の取り扱い

今回の指定管理期間については、光熱水費（電気・ガス・水道料金）は市の負担とします。このため、（１）指定管理料には光熱水費を含んでいません。

6. 利用料金

当面の間、地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制を適用しないこととします。但し、指定期間中に市と指定管理者の協議により利用料金制を導入することがあります。

第3 申請資格

指定管理者の指定を申請することのできる者は、指定期間中、地域交流センターを安全かつ円滑に管理運営することのできる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は、複数の法人等により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）であることとします。個人での申請はできません。

また、単独の法人等にあつては、次に掲げる（１）から（３）までのすべての要件を満たす必要があり、参加グループにあつては、主たる構成員が（１）から（３）の要件を満たすとともに、すべての構成員が（３）の要件を満たす必要があります。

- (1) 劇場、ホール等の指定管理者として3年以上の管理・運営実績があること。
- (2) 日本国内に主たる事務所（本店）を置いている法人等であること。
- (3) 法人等及びその代表者が、以下の事項に該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 地方自治法244条の2第11項の規定により市又は他の地方公共団体から指定の取り消しを受け又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者
- ウ 美馬市建設業者入札参加資格停止措置要綱（平成17年7月1日美馬市告示第62号）に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっている者
- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

- カ 商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理の申立て又は通告がなされた者及びその開始命令がされている者
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更正計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ク 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- ケ 国税及び地方税等を滞納している者
- コ 法人等あるいは参加グループの構成員であって、他の参加グループの構成員である者、若しくは二つ以上の提案を行う者
- サ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- シ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ④ 暴力団の構成員等

第4 申請方法等

1. 募集要項等の公表

募集要項等は、令和4年9月15日（木）から市ホームページにて公表します。

※指定管理者の募集から指定までのスケジュールは以下を予定しています。

内 容	時 期
①募集要項の公表	令和4年9月15日（木）
②現地見学会申込受付	令和4年9月16日（金）～26日（月）午後5時
③質問受付期間	令和4年9月20日（火）～29日（木）午後5時
④現地見学会	令和4年9月27日（火）午後2時から
⑤申請書等の受付期間	令和4年10月3日（月）～19日（水）午後5時
⑥選定委員会（プレゼン審査）	令和4年10月下旬
⑦選定結果通知	令和4年10月下旬～11月上旬
⑧議会における議決及び指定	令和4年12月下旬

2. 現地見学会

施設の現地見学会を以下のとおり開催します。現地見学会に参加する法人等は「現地見学会参加申込書（様式13）」に必要事項を記入し、美馬市美来創生局にぎわい拠点課（以下「担当課」という。）に電子メールにて提出してください。なお、提出後は担当課に電話で受信確認を行ってください。

(1) 受付及び見学会の開催日等

受付期間：令和4年9月16日（金）から9月26日（月）午後5時まで

※以降の参加申込みは一切受け付けることができません。

開催日時：令和4年9月27日（火）午後2時から

開催場所：美馬市地域交流センター（愛称：ミライズ）2階「集いのハコ1・2」

参加人数：各法人等2名までとします。

その他：参加申込みがない場合は見学会は実施しません

3. 質問の受付及び回答

(1) 募集内容等に係る質問の受付

質問書（様式14）に必要事項を記入し、担当課に電子メールにて提出してください。

なお、提出後は担当課に電話で受信確認を行ってください。

受付期間：令和4年9月20日（火）から9月29日（木）午後5時まで

※以降の質問事項は一切受け付けることができません。

(2) 質問に関する回答

受付を行った質問の回答は、令和4年10月4日（火）（予定）に、市のホームページ上で回答します。

4. 申請書類の提出

(1) 申請書類の受付

受付期間：令和4年10月3日（月）から10月19日（水）の午前9時から午後5時まで。（※但し、土日祝祭日は除きます。）

受付場所：美馬市美来創生局にぎわい拠点課

受付方法：申請書類一式を、郵送又は持参により提出して下さい。なお、郵送の場合は、一般書留または簡易書留にて受付期間内必着とし、併せて担当課に電話で到着確認を行ってください。

(2) 提出部数

申請書類は、正本1部、副本11部を提出して下さい。

(3) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式1）

イ 申請添付書類確認表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式2）

ウ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式3）

エ	参加グループ構成員表（参加グループの場合）	（様式4）
オ	参加グループ協定書（参加グループの場合）	（様式5）
カ	参加グループ委任状（参加グループの場合）	（様式6）
キ	法人等概要書	（様式7-1）
ク	法人等役員一覧	（様式7-2）
ケ	法人等の主要業務実績一覧	（様式8）
コ	事業計画書（提案書）	（様式9：自由様式）
サ	収支計画書	（様式10-1表1、10-2表2）
シ	職員体制	（様式11-1表1、11-2表2）
ス	業務委託法人等一覧	（様式12）

5. 申請書類の作成要領

各様式の作成にあたっては、別添資料1「申請書類の作成要領」を参照してください。

第5 審査方法等

1. 審査の方法

美馬市地域交流センター指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、申請者のうち申請資格等の要件を満たす者を対象に書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、指定管理候補者を選定します。

2. 審査の日程

審査は、申請受付終了後から令和4年10月下旬を目途に予定しています。なお、プレゼンテーション審査の日及び時間等については申請者に追って連絡します。

3. 審査の基準

審査の基準は、別添資料2「指定管理候補者選定審査基準」参照してください。

4. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、令和4年10月下旬～11月上旬を目途に、審査対象となった申請者に文書にて通知するとともに、市ホームページに掲載します。なお、審査結果の経緯及び審査内容に関する問合せには一切応じられません。

第6 指定管理者の指定及び協定締結

1. 指定管理者の指定

市は、指定管理者の指定に関する市議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。市議会の議決を得られない場合は指定されません。なお、市は市議会の議決が得られないことにより、指定管理候補者に生じた損害を負担しません。

2. 協定の締結

市と指定管理者は、業務を実施する上で必要となる事項について協議を行い、これに基づき指定期間中の基本的な事項を定める「基本協定書」及び年度毎の指定管理料等を定める「年度協定書」を締結します。基本協定書（案）は別添資料6のとおりです。

第7 留意事項

1. 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、市は指定の取消し又は、管理運営業務の一部若しくは全部を停止することができるものとします。この場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者の指定が行われた場合、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等で、業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否について市及び指定管理者で協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、市又は指定管理者は協定を解除できるものとします。また、次期指定管理者の指定が行われた場合、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2. 審査の対象又は指定管理候補者からの除外

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象及び指定管理候補者から除外します。

- (1) 選定委員会の委員又は本件業務に従事する市職員若しくは市関係者に対して不正な接触の事実が認められた場合
- (2) 申請書類に虚偽の記載又は申請資格を満たしていないことが判明した場合
- (3) 複数の事業計画書を提出した場合
- (4) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合又は著しく社会的信用を損なう行為等により申請者が指定管理者として業務を行うことについて相応しくないと市が認めた場合
- (5) その他不正な行為があったと市が認めた場合

3. 申請書類等の取り扱い

(1) 著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。なお、提出された書類を公表する必要が生

じた場合、その他市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(2) 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出した申請書類は、これを書き換え、差し換え、又は撤回することはできません。

(4) 返却

提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(5) 情報公開

本募集に関する情報（提出された資料を含む。）は、美馬市情報公開条例（平成17年美馬市条例第230号）に基づき、公開することがあります。なお、公開する場合は事前に参加者に通知します。

4. 費用負担

申請及び審査に際して申請者に係る費用は、すべて申請者の負担とします。また、指定管理期間開始前の準備等の経費は指定管理者が負担するものとします。

5. その他

(1) 指定管理者指定申請書の提出後に、申請を辞退する場合には、令和4年10月20日（木）までに（様式1-2）により申し出てください。

(2) 問い合わせ先及び申請書提出先

美馬市 美来創生局 にぎわい拠点課 指定管理担当

〒777-8577

徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

電話：0883-52-8129

FAX：0883-52-1704

E-mail：nigiwai@mima.i-tokushima.jp

別添資料1・・・申請書類の作成要領

別添資料2・・・審査基準

別添資料3・・・平面図

別添資料4・・・美馬市地域交流センター条例

別添資料5・・・美馬市地域交流センター条例施行規則

別添資料6・・・美馬市地域交流センターの管理運営に関する基本協定書（案）